

玉名市景観計画の骨子案

【参考】宇城市の例（抜粋）

景観計画の構成の提案	ポイント
<p>1. はじめに</p> <p>第1回策定委員会での議題</p> <p>② 景観計画の構成</p>	<p>景観計画を策定する背景や目的、景観計画で定めている内容の構成を示します。</p>
<p>2. 玉名市の景観特性と課題</p> <p>① 玉名市の現況(地勢・歴史・人口など)</p> <p>② 景観形成に関する取り組み状況</p> <p>③ 景観特性(面・線・点・慣例)</p> <p>④ 景観課題</p>	<p>玉名市の現況や、景観形成に向けた考え方、景観特性と課題をあらゆる資料・文献等を整理し、的確に把握します。</p> <p>玉名市の景観を、面・線・点で特性を整理します。また、祭や行事などの慣例行事は、一時的ではありますが、地域固有の風景を生み出すため、景観要素として整理します。</p> <p>調査した内容は、写真や図面によって表現し、景観特性や課題が誰にでも分かるよう整理します。</p>
<p>3. 景観形成の基本方針</p> <p>① 景観計画の区域設定</p> <p>② 景観形成の理念と目標</p> <p>③ 良好な景観形成に関する方針</p> <p>④ 類型別・地域別景観形成方針の設定</p> <p>⑤ 地区区分別景観形成方針</p>	<p>上位関連計画・現況調査・景観学習会の結果を踏まえ、景観形成に向けた基本理念や基本目標を設定します。</p> <p>景観特性に応じた区域区分ごとに景観形成方針を作成し、景観の多様性による魅力を引き立てる景観形成を目指します。</p> <p>玉名市の景観特性に応じた区分を設定します。一般地区・景観推進準備地区・重点地区の地区区分を設定し、一般地区を除く地区の景観形成方針を定めます。</p>
<p>4. 行為の制限およびその他の事項</p> <p>① 良好な景観の形成のための行為の制限</p> <p>② 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針</p> <p>③ 屋外広告物に関する行為の制限</p> <p>④ 景観重要公共施設の整備に関する方針</p>	<p>一般地区・景観推進準備地区・重点地区の地区区分別に景観形成基準を設定します。</p> <p>調査や市民意向を参考にしながら、国土交通省令の基準に従い、景観上重要と判断される建造物および樹木の選定方針の検討を行います。</p> <p>景観法に定める景観重要公共施設としての指定にふさわしい道路や河川、公園などの指定方針を検討します。</p>
<p>5. 景観まちづくりの推進</p> <p>① 景観まちづくりの推進施策</p> <p>② 推進体制</p>	<p>市民・事業者・行政が協働した景観まちづくりの考え方や施策、推進体制を整理します。</p>

宇城市の景観構造

○市の景観特性の土台となる景観構造は、市西部宇土半島の半島景観、東部の九州山脈西端の山またと丘陵地から成る景観、及びこれらに挟まれた中部の干拓地・平野に広がる広大な田園景観と市街地の景観、この4つの大景観により構成されています。

▲宇城市の景観構造

宇城市の主な景観特性

自然景観

- 不知火海岸の美しい海岸から宇土半島のなだらかな丘陵へとつづく変化に富んだ半島景観
- 九州山脈西端の山またと丘陵地からなる起伏に富んだ美しい山地景観

歴史・文化的景観

- 三角西郷や松島の土麗白壁のまちなみ、高在する歴史的建造物や石橋脚など、宇城がもつてきた歴史的建造物、生活文化や歴史的景観
- 不知火まつりや春の祭り、稲田と一体となる歴史的建造物や石橋脚など、宇城がもつてきた歴史的建造物、生活文化や歴史的景観

まちなみ景観

- 松浦駅周辺や小川商店街をはじめとした、開放感のある落ち着いた市街地景観、向陽緑地公園等の魅力ある都市公園の景観
- 大景観を東西・南北につく、市の玄関口及び特徴としての幹線沿道景観

2. 良好な景観の形成に関する方針

景観計画の区域

市全域を景観計画の区域として定めます。

基本目標と基本方針

市民一人ひとりが心から市の景観づくりの取り組み、宇城の魅力と固有の景観づくりを次世代に引き継ぎ、住む人にとっても、訪れる人にとっても、誰もがずっと大切にしたい、心地よいまちとしていくために、以下を景観づくりの基本目標として定めます。

基本目標

不知火海岸の豊かな自然と独自の文化を土台とした
みんなが誇れる うきうき宇城景観づくり！

目標実現に向けて、宇城市景観の4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を以下のように定めます。

- 自然**
 - 1 不知火海岸の良好な景観を守り、育てる！
 - 2 九州山脈・宇土半島の山なみ・丘陵地への良好な景観を守り、育てる！
 - 4 不知火海岸沿道地域の固有の文化的景観を守り、育てる！
- 歴史・文化**
 - 3 日本の歴史を支えた三角西郷の景観や点在する歴史的建造物を守り、育てる！
 - 5 懐かしさを感じる伝統的な風土、田園地帯等の文化的景観を守り、育てる！
- まちなみ**
 - 6 市街地の落ち着いた景観を守り、育てる！
 - 7 幹線沿道沿道の景観を守り、育てる！

しくみ

- 8 景観の景観まちづくりの推進を育てる！
- 9 効果的な景観形成を促すしくみを育てる！
- 10 景観計画に向けた効果的な景観づくりを育てる！

景観構造別景観形成方針

▲景観構造別景観形成方針

▲景観形成地区区分

▲景観形成地区区分

景観形成地区

●届出が必要行為と規模

行為 (第1)	届出の必要規模 (第2) 等の範囲の概要
建築物 (第3) の新築、増築、改築、増設及び解体、外観を変更することとなる修繕若しくは維持管理に係る行為	高さ10mを超える建築物
工作物 (第4) の新築、増築、改築、増設及び解体、外観を変更することとなる修繕若しくは維持管理に係る行為	高さ9mを超えるもの (第5) (空中線、電線杆、電線架、電線、電線コンクリート管、金網架等は電線架の柱を除く) 高さ15mを超えるもの (第6) (第9) 高さ10mを超えるもの (第8)
三日月の設置又は外観の変更	高さ9mを超えるもの (第5) (第8) 又は高さ10mを超えるもの (第9)
屋外における自動販売機の設置	高さ9mを超えるもの (第5) (第8) 又は高さ10mを超えるもの (第9)
土地の境界線の変更 (土地の境界及び境界線の維持又は境界線の変更)	高さ10mを超えるもの (第5) (第8) 又は高さ15mを超えるもの (第6) (第9)
屋外における看板、標識、標識板、標識柱の設置	高さ10mを超えるもの (第5) (第8) 又は高さ15mを超えるもの (第6) (第9)
屋外における看板、標識、標識板、標識柱の設置	高さ10mを超えるもの (第5) (第8) 又は高さ15mを超えるもの (第6) (第9)

(注) 届出の必要行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観法施行規則に規定されています。

届出対象行為に係る景観形成基準

行為を行う場所とその行為の種類ごとに、高さ、形態、色、照明、設置、色、外観、種別といった景観項目について、景観形成の基準を設けています。

・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。

▲低層のまちなみとの調和に配慮した建物形態の工夫

▲傾斜屋根等の周辺景観と調和した形態の誘導

・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。

▲設備の修景の例

低木等により歩行者や運転者から室外機を隠し、品格のあるまちなみを演出しています。

・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。

4. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 [景観法第8条第2項第3号]

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、歴史的建造物や古い年月をかけて育まれてきた樹木などの市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、宇城らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を担ったものです。これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、又は景観重要樹木に指定し、積極的な保全・活用を図っていきます。これらの指定された建造物・樹木については、現状変更に関して許可が必要になります。

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項 [景観法第8条第2項第4号]

地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来のように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図られるように景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。また、国や他の地方公共団体に対して、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力も求めるとします。

6. 景観づくりを推進するために

市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します。

▲景観づくりの推進体制